

『いじめ防止基本方針』 (要約)

青雲中学校・高等学校

学校・寮における「いじめの防止」「早期発見」「対応措置」について

■ 「いじめ」の定義(第2条)

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【Ⅰ】基本的な考え方

本校は、寮を持つ中高一貫校である。そのことをふまえ、子どもによる集団生活の中で、「いじめは、あるものだ」という前提に立って教育活動を行っている。“いじめ”は、「どの子どもにも起こりうる、そして、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」ということを前提に、いじめ防止のための日常的な教育活動を行うようにつとめている。“いじめ”は、「大人の目につきにくい時間や場所で、遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである」ことを認識し、早期発見に努める。そして、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員(寮監)で抱え込まないで、組織的な対応につとめ、その解決に全力を傾注する。

【Ⅱ】具体的な指導・計画

① いじめの防止

1. 各種集会やホームルームにおいて、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
2. 道徳教育、人権教育、読書活動、などを推進する。
3. 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
4. 自他の意見の相違があっても、互いを認め合い、調整・解決していく力を育てる。
5. 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断し行動できる力を育てる。
6. 障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。
7. 生徒自らがいじめについて学ぶことに取り組みさせる：生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱設置など、生徒会主導でモラル意識の高揚に努める。
8. 家庭における規範教育の重要性について保護者に周知する。

これらを通して生徒の状況を掌握する。

② 早期発見

1. 定期的なアンケート調査、個人面談を実施する。保護者用のいじめチェックシートを作成、活用する。
2. 保健室や相談室の利用など、広く周知する。ただし、個人情報保護には細心の注意を払う。
3. 休み時間や放課後の生徒の様子に目を配ったり、「学習記録ノート」の記述なども指導に活用する。
4. クラブ活動や寮生活において、生徒の様子を注意深く観察することで、その掌握を行う。
5. 寮生育成会を通じて、いじめ撲滅の注意喚起をする。

③ いじめに対する早期対応・再発防止

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

1. 遊びや悪ふざけなども含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
2. 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
3. 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
その際、いじめられた生徒や情報を知らせてきた生徒の安全を確保する。
4. 発見・通報を受けた教職員・寮監は、学年主任(寮監長)に直ちに情報を伝え、学年(寮)は、保健相談部・生徒指導部と連携して、事実関係を調査する。
5. 禍根を残さぬ指導を行い、いじめが解消された状態を継続させる。

(2) いじめの事実関係の確認とその後の対応

1. 事情聴取については、いじめられた生徒、いじめた生徒、その周辺の生徒に対して、さまざまな配慮をしながら、担任(寮生の場合は寮監)、学年関係者、などが協力して行う。
2. 事情聴取の前に第一報を関係保護者に行う。その後も、必要に応じて保護者との連絡を取る。
3. 事実確認がなされたら、生徒指導委員会で審議をし、いじめた生徒に対し必要な教育上の指導を行う。
4. 「重大事態」への対処には、生徒の安全を確保することを第一とする。
5. いじめられた生徒及びその保護者への支援を行う。
6. いじめた生徒への指導及びその保護者への支援を行う。

【Ⅲ】重大事態への対処(以下は全て法に基づいた対処となる)

(1) 「重大事態」とは

1. いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
＝生徒が自殺を企図した場合など。
2. いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
＝不登校の定義をふまえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合。
3. 生徒や保護者からいじめられて1、2のような「重大事態」に至ったと申し立てがあったとき。

(2) 学校による調査

1. 「いじめ防止対策委員会」を設置し、速やかに対応する。構成員は下記の通りとする。
構成員：校長、教頭、生徒指導委員会の構成員(15人)、顧問弁護士、スクールカウンセラー以上20人。
2. 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査を実施する。
3. 調査結果の提供及び報告
 - ① 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、県知事(県総務部学事振興課)に報告する。
 - ③ いじめを受けた生徒及びその保護者が希望すれば、その所見を調査結果の報告に添える。